

平塚市告示第352号
令和8年 9月 7日

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 国税徴収法第54条

氏 名
森口 保

以 上